

東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律

現状・課題

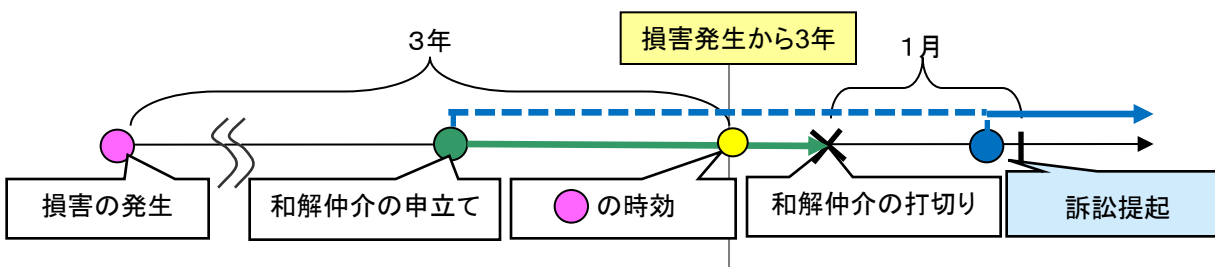
- 文部科学省では、原子力損害賠償紛争審査会・紛争解決センターにおいて、被害者等の申立てに基づき、被害者と東京電力との和解の仲介を実施中。
- 現状、センターへの申立ては多数に上っており、和解仲介の途中で時効が経過するおそれもあるが、現行制度では、その後に裁判で争うことが困難。
- ※ 不法行為による損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から3年間で、時効により消滅する。(民法第724条)
- この結果、和解仲介手続の利用を被害者が躊躇し、被害者にとって利点のある和解仲介制度の活用が十分に行われな可能性がある。
- したがって、他の和解仲介手続同様、仮に、今後、和解仲介の途中で時効が経過した場合でも裁判で終局的な解決を図ることができるようにすることにより、和解仲介制度の活用を促進する。

※ 他の和解仲介手続における同様の例：公害紛争処理法、男女雇用機会均等法 等

法律の概要

和解仲介を申し立てた者が、和解仲介の打ち切りの通知を受けた日から一月以内に、裁判所に訴えを提起した場合には、和解仲介の申立ての時に訴えを提起したとみなす。

●の時点で本来の時効を経過しているが、●の時に訴訟を提起すれば、●の時に提起があったとみなすため、時効を経過する前に提起されたことになる。



被害者にとって利点のある和解仲介制度の活用を促進する。